

月形町国民保護計画



月 形 町

目 次

第1編	総 論	1
第1章	町の責務、計画の目的、用語の定義等	1
第2章	国民保護措置に関する基本方針	3
第3章	関係機関の事務又は業務の大綱等	5
第4章	町の地理的、社会的特徴	7
第5章	町国民保護計画が対象とする事態	10
第2編	平素からの備えや予防	12
第1章	組織・体制の整備等	12
第1	町における組織・体制の整備	12
第2	関係機関との連携体制の整備	16
第3	通信の確保	19
第4	情報収集・提供等の体制整備	19
第5	研修及び訓練	23
第2章	避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え	25
第3章	物資及び資材の備蓄、整備	29
第4章	国民保護に関する啓発	31
第3編	武力攻撃事態等への対処	32
第1章	初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置	32
第2章	町対策本部の設置等	35
第3章	関係機関相互の連携	42
第4章	警報及び避難の指示等	46
第1	警報の伝達等	46
第2	避難住民の誘導等	49
第5章	救援	59
第6章	安否情報の収集・提供	66
第7章	武力攻撃災害への対処	69
第1	武力攻撃災害への対処	69
第2	応急措置等	70
第3	生活関連等施設における災害への対処等	75
第4	NBC攻撃による災害への対処等	77
第8章	被災情報の収集及び報告	80
第9章	保健衛生の確保その他の措置	81
第10章	国民生活の安定に関する措置	83
第11章	特殊標章等の交付及び管理	84

第4編 復旧等	86
第1章 応急の復旧	86
第2章 武力攻撃災害の復旧	87
第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等	88
第5編 緊急処理事態への対処	89

資料編

国民保護計画の用語の定義	1
関係機関の連絡先	4
武力攻撃事態の定義と特徴	5
緊急処理事態の事例と特徴等	8
関係機関との協定書	10
関係報道機関一覧	11
代替職員一覧	12

様式編

安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）	～ 様式第1号
安否情報収集様式（死亡住民）	～ 様式第2号
安否情報報告書	～ 様式第3号
安否情報照会書	～ 様式第4号
安否情報回答書	～ 様式第5号
被害報告書	

第1編 総論

第1章 町の責務、計画の目的、用語の定義等

月形町（月形町長及びその他の執行機関をいう。以下「町」という。）は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、町の責務を明らかにするとともに、町の国民の保護に関する計画（以下「町国民保護計画」という。）の趣旨、構成等について定める。

1 町の責務及び町国民保護計画の位置づけ

(1) 町の責務

町は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「法」という。）その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成17年3月閣議決定。以下「基本指針」という。）及び道の国民の保護に関する計画（以下「道国民保護計画」という。）を踏まえ、町国民保護計画に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

(2) 町国民保護計画の位置づけ

町は、その責務にかんがみ、国民保護法第35条の規定に基づき、町国民保護計画を作成する。

(3) 町国民保護計画に定める事項

町国民保護計画においては、区域内における国民保護措置の総合的な推進に関する事項、町が実施する国民保護措置に関する事項等国民保護法第35条第2項各号に掲げる事項について定める。

2 町国民保護計画の構成

町国民保護計画は、以下の各編により構成する。

- 第1編 総論
- 第2編 平素からの備えや予防
- 第3編 武力攻撃事態等への対処
- 第4編 復旧等
- 第5編 緊急対処事態への対処
- 資料編

3 町国民保護計画の見直し、変更手続

(1) 町国民保護計画の見直し

町国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、道国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

町国民保護計画の見直しに当たっては、月形町国民保護協議会（以下「町国民保護協議会」という。）の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

(2) 町国民保護計画の変更手続

町国民保護計画の変更にあたっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、町国民保護協議会に諮問の上、知事に協議し、町議会に報告し、公表するものとする（ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号。以下「法施行令」という。）で定める軽微な変更については、町国民保護協議会への諮問及び知事への協議は要しない。）。

○ 用語の定義 【資料編 1・2ページ】

第2章 国民保護措置に関する基本方針

町は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定める。

(1) 基本的人権の尊重

町は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

(2) 国民の権利利益の迅速な救済

町は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

(3) 国民に対する情報提供

町は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

(4) 関係機関相互の連携協力の確保

町は、国、道、近隣市町村並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

(5) 国民の協力

町は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、町は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

(6) 高齢者、障がい者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

町は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、町は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

(7) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重

町は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

(8) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

町は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。
また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

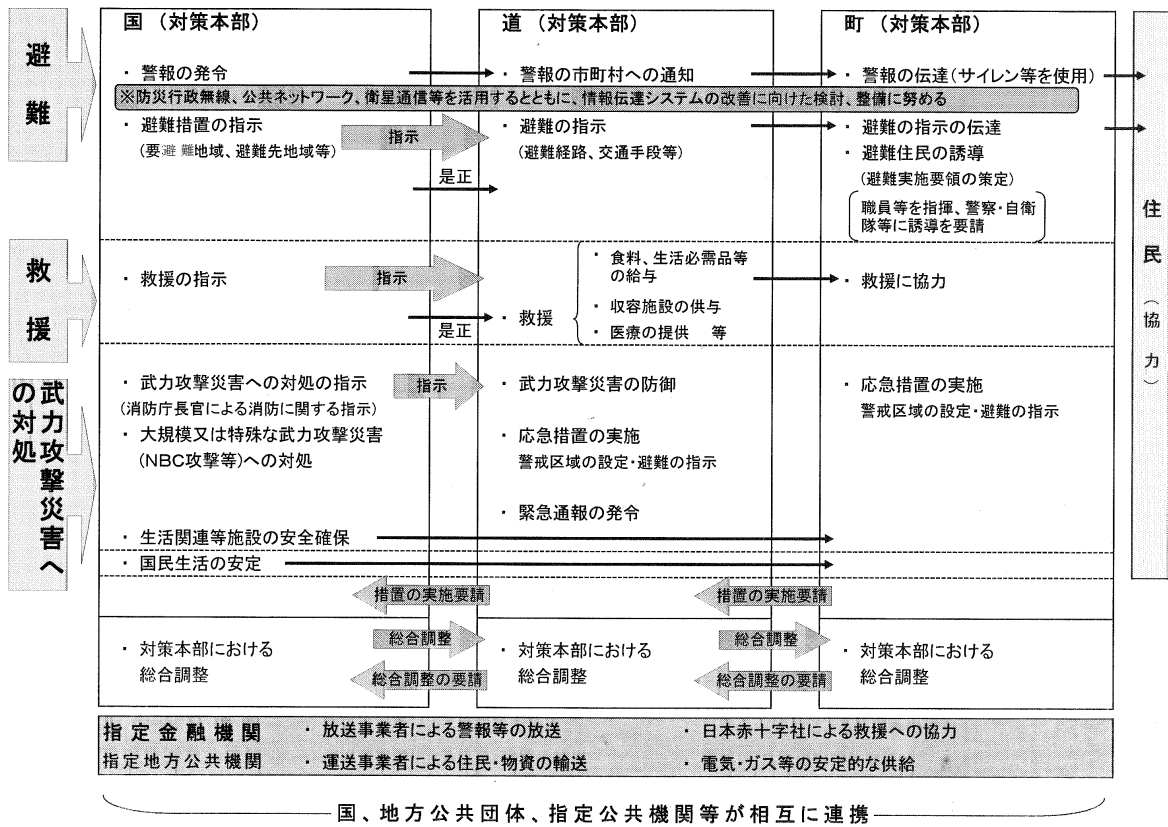
※【外国人への国民保護措置の適用】

憲法第3章に規定する国民の権利及び義務に関する規定が、その性質上外国人に適用できないものを除き、外国人にも適用されるものと解されており、日本に居住し、又は滞在している外国人についても、武力攻撃災害から保護すべきことに留意するものとする。

第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

町は、国民保護措置の実施に当たり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における町の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握しておく。

【国民保護に関する措置の仕組み】



○町の事務

機関の名称	事務又は業務の大綱
町	1 国民保護計画の作成 2 国民保護協議会の設置、運営 3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施 6 救援の実施、安否情報の収集及び提供、外国人安否情報の収集の協力その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 7 退避の指示、警戒区域の設定、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 8 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施 9 国民保護措置に必要な物資及び資材の備蓄 10 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

○ 関係機関の連絡先 【資料編 4ページ】

第4章 町の地理的、社会的特徴

町は、国民保護措置を適切かつ迅速に実施するため、その地理的、社会的特徴等について確認することとし、以下のとおり、国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき町の地理的、社会的特徴等について定める。

(1) 地形

町は、北海道空知総合振興局管内の南西部に位置し、北は浦臼町に接し、南東部は石狩川を隔てて美唄市、岩見沢市に、北西から南西にかけては石狩振興局管内の当別町、新篠津村にそれぞれ接している。

地形の特徴としては、北西部に全町の約58%を占める森林地帯、東側をほぼ南北に流れる石狩川との間に挟まれている。南東部一体は泥炭地帯を開拓した農地となっている。

【月形町管内図】



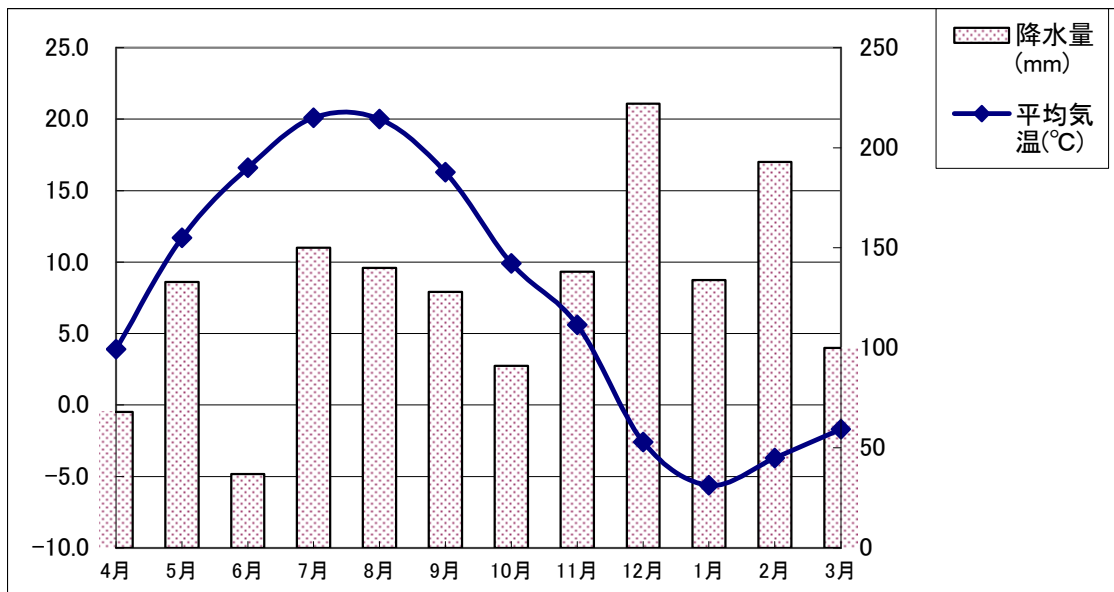
(2) 気候

本町の気候は、海洋性と内陸性の両方の特性を持ち、四季を通じて昼夜の温度差は著しいものの、夏は平均18℃、冬は-6℃で年平均気温は、6.7℃と概して温和な気候である。

年間降水量は1,400mm程度で、降雪は早く、初雪は11月上旬、根雪は12月上旬、融雪は4月下旬までと積雪期間は長い、特別豪雪地帯に指定さ

れている。

【平均気温と平均降水量】



(3) 人口分布

本町の中央部に約6割が集中し、札幌市内の国道沿いに一部市街地を形成しているが、農村部は散居となっている。

また、社会福祉施設が4施設あり、これら施設の入所者人口は全体の6%を占めている。さらに、高齢化率は34.0%と極めて高い状況となっている。

【人口及び世帯数】

(平成27年2月27日現在)

	人 数		世 帯 数		備 考
	人数	割合	世帯数	割合	
北地域	511人	14.4%	206世帯	11.8%	
中地域	2,198人	61.9%	1,160世帯	66.1%	
南地域	842人	23.7%	388世帯	22.1%	
計	3,551人		1,754世帯		

(4) 道路の位置等

道路は、国道275号線が北は浦臼町、南は石狩振興局管内当別町にかけて町を貫き、道道は、岩見沢月形線、月形幌向線、月形厚田線が町の中心地から隣接する市町村に繋がっている。

(5) 鉄道の位置等

鉄道は、JR北海道の学園都市線が、札幌市から空知総合振興局管内新十津川町に繋がっている。

(6) 自衛隊施設

町は、陸上自衛隊の駐屯地が所在している美唄市、岩見沢市と、航空自衛隊の施設が所在している当別町に隣接している。これらの施設は、防衛及び地域の災害に対して重要な役割を担っている。

(7) 矯正施設

町には、月形刑務所（収容定員 1,800 人）及び月形学園（収容定員 59 人）の矯正施設が存在し、犯罪者の更生と社会復帰に向けての重要な役割を担っている。

(8) 農業用施設

農業用施設として、石狩川頭首工から篠津運河を經由し、本町のほか、新篠津村、当別町、江別市に農業用用水を送る重要な役割を担っている。

また、月形ダム、豊ヶ丘貯水池、花山貯水池の農業用貯水施設が山側に点在し、下流部の重要な水源となっている。

第5章 町国民保護計画が対象とする事態

町国民保護計画においては、以下のとおり道国民保護計画において想定されている武力攻撃事態及び緊急対処事態を対象とする。

1 武力攻撃事態

町国民保護計画においては、武力攻撃事態として、道国民保護計画において想定されている事態を対象とする。

なお、基本方針においては、以下に掲げる4類型が対象として想定されている。

- (1) 着上陸侵攻
- (2) ゲリラや特殊部隊による攻撃
- (3) 弾道ミサイル攻撃
- (4) 航空攻撃

※ これらの4種類の特徴及び特殊な対応が必要となるNBC攻撃（核兵器等又は生物剤若しくは化学剤を用いた兵器による攻撃をいう。以下同じ。）の特徴については、基本方針に記述。【参考：資料編5～7ページ】

2 緊急対処事態

町国民保護計画においては、緊急対処事態として、道国民保護計画において想定されている事態を対象とする。

なお、基本方針においては、以下に掲げる事態例が対象として想定されている。
【参考：資料編8・9ページ】

(1) 攻撃対象施設等による分類

- ① 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態
原子力事業所等の破壊、石油コンビナート・可燃性ガス貯蔵施設等の爆破、危険物積載船への攻撃、ダムの破壊
- ② 多数が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態
大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破、列車等の爆破

(2) 攻撃手段による分類

- ① 多数の人数を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態
ダーティボム等の爆発による放射能の拡散、炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布、市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布、水源地に対

する毒素等の混入

- ② 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃が行われる事態
航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ、弾道ミサイル等の飛来